

毛利氏時代の氷上山興隆寺修二月会

― 卷子表装に再利用された「興隆寺文書」 ―

田村 杏士郎

はじめに

氷上山興隆寺は、周防国吉敷郡大内（現山口市大内氷上）に所在する天台宗寺院で、室町時代の大名・大内氏の氏寺である。境内には大内氏の氏神を祀る妙見社も建てられており、大内氏の精神面にとつて興隆寺は極めて重要な位置付けにあった。いうまでもなく、そこに伝わった「興隆寺文書」は、興隆寺の実態を明らかにする研究のみならず大内氏研究の要であるといえ、これまでに大内氏の政治・文化・宗教・外交などの各分野において大いに注目されてきている。

本稿は、山口県文書館所蔵の「興隆寺文書」の卷子表装に新たな発見した、毛利氏時代の修二月会関係資料を紹介す

るものである。「興隆寺文書」は、後述するように興隆寺・周防国分寺・山口県文書館・聖心女子大学にそれぞれ保管されている。山口県文書館所蔵のそれは、全二八巻^①からなる文書群であり、内容は南北朝から戦国期における興隆寺の動静を表す文書で占められている。

「興隆寺文書」が公にされてきた経緯については、平瀬直樹氏の史料紹介^②に詳しいが、その後に新たに確認された「興隆寺文書」もある^③ので、改めて概略を示しておきたい。

昭和五年（一九三〇）、御菌生翁甫氏は『防長史学』において「興隆寺文書」を紹介した^④。氏以前には、『興隆寺文書』は萩藩による『防長寺社由来』^⑤や『防長風土注進案』^⑥などの編さん資料に興隆寺相伝文書が写し取られて収録されてい

た。このほか、旧萩藩士にして郷土史家の近藤清石は、「防長古文書誌 吉敷郡ノ一 一二」に「興隆寺文書」を筆写してまとめているが、これらは広く世に紹介されるものではなかった。

御菌生氏は、「興隆寺文書」の紹介にあたり近藤本を底本としつつ原本と校合し、近藤本の誤読・誤写を正して、文書の遺漏を補い、近藤本で掲載されなかった慶長以降の文書も収めた。加えて右の編纂資料や『大内氏実録土代所収文書』にまで目を配っている。これにより、文書二六七点・銘記四九点に興隆寺所蔵の「仁平寺本堂供養日記」と「今八幡宮遷宮注文案」を加えた総計三一八点がまとまった形で活字として紹介されることとなったが、昭和十二年、周防国分寺にも「興隆寺文書」が伝わっていることが発見された。

平成四年（一九九二）、平瀬氏が「興隆寺文書」の原本と写しの相伝状況を編年順に整理したことで文書群の全容把握が容易となった（註2参照）。また、御菌生氏の紹介では文書ごとに典拠が明記されていなかったが、この編年目録では対応関係が示され、利便性が大幅に向上した。

同年、『山口県史』の編さん事業が始まる。平成十三年、『史料編中世』第二巻が刊行され、興隆寺および周防国分寺

所蔵分の「興隆寺文書」の全文翻刻が掲載された。続けて、平成十六年、『史料編中世』第三巻が刊行され山口県文書館所蔵分の「興隆寺文書」も同じく全文翻刻で掲載された。御菌生氏が「興隆寺文書」を紹介してから、七十四年後のことであった。

県史編さん事業のなかで「興隆寺文書」の新・再発見があった。まず、再発見から示しておく、東京都の聖心女子大学所蔵のそれは散逸した「興隆寺文書」であるとして森茂暁氏により紹介された^⑦。聖心女子大学所蔵の「興隆寺文書」は、『山口県史 史料編中世』第四巻に全文翻刻で収録されている。

つぎの新発見も森氏による^⑧。氏は、県史編さんにかかる調査のため興隆寺を訪問し、「一冊子の表表紙から、新たな頭役差定状の断簡を発見」した。頭役差定状とは、興隆寺における神事である二月会の役を決定・通知する内容の文書のこと、氏の解説によれば、発見されたそれは天正十九年（一五九一）二月十三日付の「毛利輝元修二月会差定状」と名付けられるものである。

さらに、氏は右の論文を『日本中世史論集』（勉誠社 二〇二四年九月）に収録する際、新たにみつかった頭役差定状

として「大内家古実類書 卷之四十 古文書之事」(多賀社文庫^⑧)に写されている大永六年(一二二六)二月十三日付けのそれを紹介している。^⑩

このように「興隆寺文書」は、少しずつではあるがいまなお文書群の全容が明らかにされつつある(それでも滅失した文書もあるが)。それにより、今日の研究では、大内氏時代の様々な分野において「興隆寺文書」は大いに活用されることとなった。

一方、大内氏滅亡後の興隆寺については、森氏の毛利氏時代の興隆寺二月会に注目した研究^⑪や、真木隆行氏の近世における興隆寺の境内や堂舎に注目した研究^⑫などがあるが、大内氏時代の研究と比べると研究分野に偏りがあるといわざるをえない。この研究の偏りは、大内氏時代と毛利氏時代とで残された文書の質量に差があることに起因し、両時代における興隆寺の位置付けや意味合いが異なることが大きく作用しているものとみられる。

本稿は、右の研究分野の偏りを解消することが目的ではないが、資料の紹介を通して大内氏時代と毛利氏時代の修二月会を比較することで、今後の毛利氏時代における興隆寺修二月会実態解明の礎のひとつとなることを期待したい。

以下、本稿で「興隆寺文書」と記されるものはすべて山口県文書館所蔵のものである。

一 資料の発見と翻刻

「興隆寺文書」全二十八巻のうち、卷子表装に墨書を確認できたのは第三・十六・十七・十九・二十一・二十八巻である。いずれも見返しに反古紙が再利用され、料紙の天地が逆となっていた。

筆者は、全二十八巻の見返し部分を確認するための調査方法として、後背から照明を当てて見返しを透かす手法を用いた。しかし、表装の厚みは一樣ではなかったため、今回の調査で用いた照明では墨書がはつきりとしえないものもあった(第二十一・二十八巻)。ここで注意しておきたいのは、赤外線撮影や蛍光X線撮影といった調査手法を行っていないため、右の六巻以外にも文書の類いを表装に見ることができるかもしれないということである。

墨書と思しいものが発見された場合、撮影記録のために透過光撮影を実施した。この撮影方法によっても十分に墨書が視認できるようになったわけではないが、客観的証拠

として提示しうる程度の成果(データ)を得ることはできたので、以下、資料の写真と翻刻をそれぞれ掲げる。

なお、資料写真は右側に通常撮影、左側に透過光撮影を配している。

【凡例】

一、翻刻では、順光・透過光により確認することのできた墨書のみを書き起こした。

二、墨書が確認できるものの判読が困難であった文字は■、虫損や破損により判読不能であった文字は□でそれぞれ示し、後者について明確に文字数が確定できなかった場合は、「」でおよその字数を示した。

三、画像には、見やすさを配慮して色味を調整したものがあるが、軽微なレタッチに留め大幅な修正を加えていない。

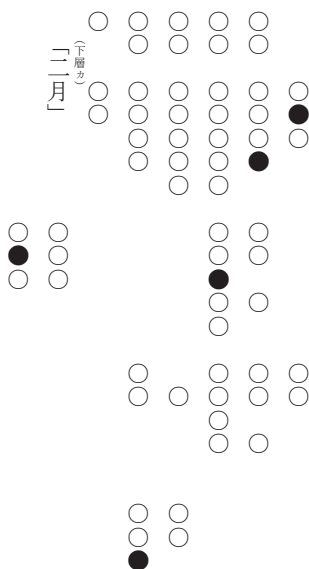


「興隆寺文書」 右から第3・16・17・19・21・28巻

【資料一】第三巻 見返し（興隆寺3）



【翻刻】



※上段三列目に「吉田」、上段四列目と五列目の間に「吉田
 ■■守」とみえる。この見返しには、墨書のある料紙が少
 なくとも二層は使われている（「○」が二重に確認できる
 箇所あり）。右の二名の墨書は、記号との位置関係から別
 層の料紙に記されたものと考えられ、あわせて「二月」と
 みえる墨書もこの位置に記されるのは不自然であるから、
 これも別層の料紙に書かれたものと考えられる。

【資料三】第十七卷 見返し (興隆寺 17)



【翻刻】

[		]
	○ ○ ○	
	○ ○ ○	
	■	

「番

「新三郎

○ ○ ○	● ○ ○
○ ○ ○	○ ○ ○
	五

「右衛門尉

○ ○ ○	○ ○ ○
○ ○ ○	○ ○ ○
	六

「正拾年二月廿九日
(天正カ)

【資料四】第十九卷 見返し（興隆寺19）



【翻刻】

修二月会射手
次第 圖

一番

高津六郎

〇 〇
〇 〇

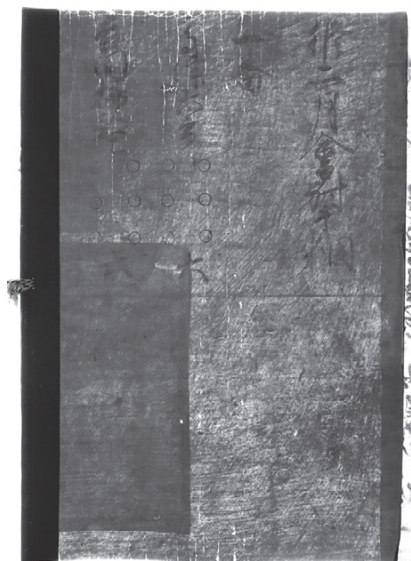
六

吉田掃部允

〇 〇
〇 〇

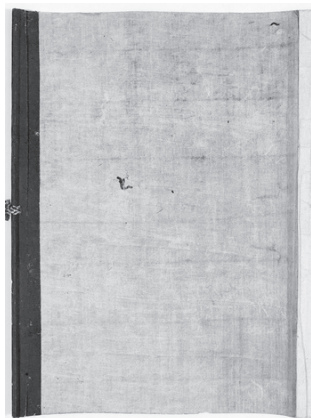
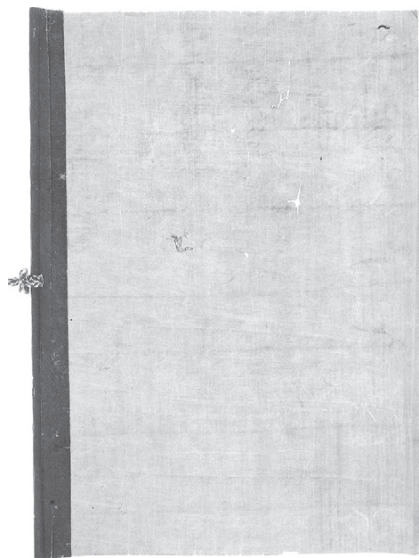
六

毛利氏時代の氷上山興隆寺修二月会（田村）



毛利氏時代の氷上山興隆寺修二月会 (田村)

【資料五】第二十一卷 見返し (興隆寺 21)



【翻刻】

広田源七郎

○ ○
○ ○
○ ○

山下左馬允

○ ○
○ ●
○ ○

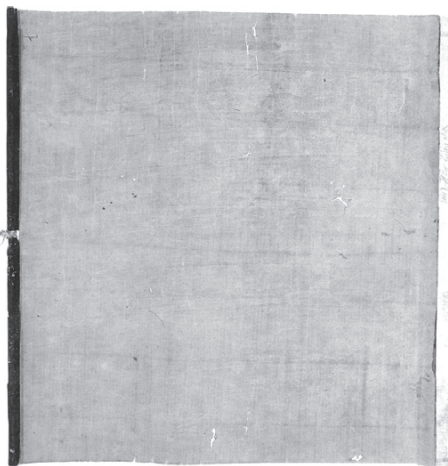
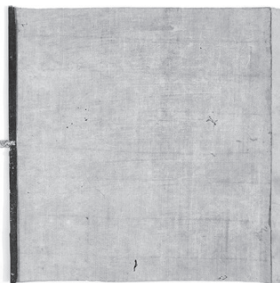
五

遠田備前守

○ ●
● ○
○ ○

元龜貳年二月十三日

【資料六】第二十八卷 見返し（興隆寺28）



【翻刻】

修二月会射手
次第 孔子

一番

山田弥三郎

○ ○
● ○
● ○

□ (四力)

相賀五郎
○○ ○○
○○ ○○
○○ ○○
六

二番

〇〇〇
「」
五

毛利氏時代の氷上山興隆寺修二月会（田村）

二 考察

（一）記号の意味と資料の性格

いずれの資料にも共通する記号として「○」と「●」がある。これらは、【資料二・六】に「六」や「五」といった数字が書き記されていること、【資料四・六】に「修二月会射手」とあることから、弓で矢を放った際の的の当否を示しているものと考えられる。つまり「○」は当たり、「●」は外れを意味する記号である。

これがどこで催されたのかということについては、「修二月会」とあること、また「興隆寺文書」の反古紙として再利用されていたという状況からみて、氷上山興隆寺修二月会で行われたと考えてよい。大内氏時代には修二月会において歩射が行われていたため、これらは氷上山興隆寺修二月会における歩射関係資料とみることができよう。

（二）歩射の開催について

歩射がいつ行われたのかということについては、年月日の記されている【資料三・五】が参考となる。先に【資料五】についてみてみると、これには「元龜二年二月十三日」とあ

る。元龜二年（一五七一）段階の防長はすでに毛利氏の支配となつてのことから、【資料五】は大内氏以後の修二月会の様子を表すものであるということになる。

【資料三】には、「正拾年二月廿九日」とある。これが大内氏・毛利氏のいずれの時代のものであるのかということと考えると、候補として挙がる元号は「正」が付き、かつ十年以上使用されたものとなる。さしあたり「永正」と「天正」のいずれかということになる。

そこで参考となるのが日付の「二月廿九日」である。興隆寺における修二月会は毎年二月十三日をクライマックスとし、この日に来年の頭役を決めるためのくじ引きを行つて差定状を作成・発給した。大内氏時代の場合、天文二十一年（一五五二）を除けば、頭役差定状はすべて二月十三日の日付となる。¹⁴

毛利氏の時代になると、頭役差定状の発給に遅れが出るようになる。事例としては、永禄十一年（一五六八）の三月十三日・天正八年（一五八〇）の四月十三日・同九年二月二十一日がある。大内氏と毛利氏の頭役差定状の発給日は遅れがあったとしても、原則として日付は十三日であった。日付が十三日を超えたのは、天正九年の事例のみである。

「ここで【資料五】に記されていた「元龜元年二月十三日」の記述から毛利氏時代の修二月会における歩射がどのタイミングで行われたのかということを考えておきたい。つまり、元龜二年二月十三日が頭役差定状を発給する日＝修二月会のクライマックスであるのかどうかということである。幸いにして「興隆寺文書」には、元龜二年の頭役差定状が残されている。これもやはり二月十三日付けである。そうすると、毛利氏は元龜二年の修二月会における歩射をそのクライマックスに実施したということになる。

そうであるならば、「正拾年二月廿九日」の元号が永正か天正かという二者択一の問題は、天正十年の頭役差定状が失われている一方、伝存する永正十年の頭役差定状が二月十三日付けのものであるため（興隆寺5―10）、永正を候補から外すことができるようになる。天正九年の頭役差定状の発給日が遅れていたことを踏まえると、天正十年も頭役差定状の発給＝歩射の開催は二月十三日を遅れていた可能性はある。消去法的ではあるが、【資料五】は天正十年の歩射関係資料とみることが適当と考えられる。

（三）修二月会における歩射の変化

大内氏時代の歩射と明確に変わった箇所がある。それは、歩射に参加するあり方である。

「興隆寺文書」に収められる永徳二年（一三八二）二月十三日付け「大内義弘条書」¹⁶は、「二月会射手役」＝歩射の参加について定めた内容の文書である。大内氏の一門である問田氏は「弓太郎」を定役とすることが冒頭に記され、続けて「自余人々」については「参次第」これに加わることができるとされている。つまり、問田氏の歩射参加は「弓太郎」として固定されるが、その他の参加者については、いわば受付順に参加が認められるというものであった。

毛利氏時代になると、【資料四・六】にあるように「射手」は「鬨（孔子）次第」とされている。この場合のくじ引きが事前に引かれるものであったのか、それとも当日引かれるものであったのかはわからないが、大内氏時代の「参次第」というあり方が変更されている。資料的制約があるためこのことについても判然とはしないが、永徳二年に定められたルールが毛利氏時代に至るまでに変更されていた可能性もあるだろう。

ただし、森氏が指摘するように毛利氏が大内氏時代の修二月会をそのままの形で開催する必要はなかったと考えら

れるので、毛利氏が歩射の射手役を「鬪（孔子）次第」としているのは当時の開催の実態に沿わせた形式とみられる。あえて推測をするならば、「参次第」とされた大内氏時代の修二月会の歩射の参加者は安定的に確保することができたためにこの方法を採用したものと思われ、一方で毛利氏時代になると、修二月会の参加者の規模からくじ引きによらねば参加者の確保が難しくなったということが想定されないだろうか。

（四）歩射の内容

ところで、くじ引きではどのようなことが決められたのだろうか。このことは、【資料三〇六】の内容からある程度復元することができる。

毛利氏時代の歩射は、「一番」・「二番」という具合に射手役を分けており、各番にはおおむね二名が選出されている。場合によっては三名の選出もあるようである（【資料五一】）。

このことから、くじは番ごとに実施され、くじは二、三回ほど引いて射手役を選出する、という方法と次第で行われたと考えられる。

くじで選出された射手役は矢を六回放ち、的の当否が記録される。詳しいことはわからないが、【資料二】のケースでは、約三名の射手役が矢を十回放つことを四セット行っている。修二月会における歩射には少なくとも二つのパターンがあつたということだろうか。

おわりに

資料調査の際、ふとした瞬間に新しい事実気づくことがある。本稿執筆は、まさに「興隆寺文書」の原本調査の時に、墨書の存在に気づいたことが発端である。

周知のとおり、興隆寺に伝わる什宝は時代の経過とともにずいぶん散逸している。「興隆寺文書」を読み解けば大伽藍であつたと容易に想像させられる往事の境内も、いまは周囲に民家が建ち並ぶ風景に変わっている。しかし、重要文化財に指定されている梵鐘の圧倒的な規格と打ち鳴らされる梵音は、私たちの知らない興隆寺の世界を偲ばせる手伝いをしてくれる。

往事の興隆寺を探究していくためには、残された歴史的所産を抛り所としなければならない。本稿では、断片的なも

ではあるが、再利用された「興隆寺文書」から毛利氏時代の修二月会、とくに歩射についての内容を紹介するとともに若干の考察を加えた。

最後に本稿で明らかになったことをまとめ、「興隆寺文書」調査研究の視点を述べて結びとしたい。

山口県文書館の所蔵する「興隆寺文書」全二十八巻のうち、卷子見返しに墨書を確認することができたのは、第三・十六・十七・十九・二十一・二十八巻である。いずれも興隆寺修二月会関係資料とみられるもので、具体的には神事に際して行われた歩射に関する内容であった。

ただし、これらの文書は歩射の規定について記されたものではなく、実際に射手役が矢を放ち、的の可否を記録したもので、歩射の成績をまとめた内容となっていた。資料の性格からして長期保存をするものではなかったのだろう。これらの文書は、「興隆寺文書」が成巻される際、寺院にあった手頃な紙として反古紙に用いられたものと考えられる。

大内氏時代の歩射の実態を示す文書が今日に残されていないということから考えると、本来そうした文書（記録）はその年の修二月会を終えた後、一定期間を経て廃棄されるものであったとみられる。本稿で紹介した文書もそうした

運命を辿ることになっていたのであろう。

歩射参加のあり方に大内氏と毛利氏の時代とで相違点がみえたのは、射手役が「参次第」から「鬪（孔子）次第」に変わっていたということである。このことは、両時代における修二月会の規模やその持つ意味というものが変容してきたためとみられ、防長を取り巻く社会状況の変化とまったく無関係とはいえない。

本稿で紹介した再利用文書は、「興隆寺文書」のみならず表装された資料の調査研究に付け加えるべき視点であるといえよう（むろん、そういう分野の研究がこれまでにないというわけではない）。最近の事例でいえば、東京大学史料編纂所所蔵「島津家文書」の「歴代亀鑑」を修理する過程で、約五〇点以上の文書が台紙の中で発見されたことが話題となった¹⁸。文字情報を追いかけるだけでは知りえない情報が資料に附属されている可能性を十分に押さえておくべきである。

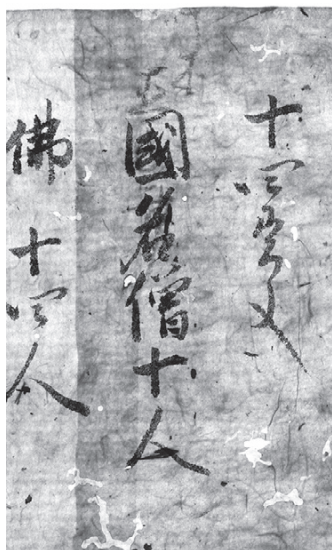
筆者が「興隆寺文書」の原本調査を進めていくなかで確認したトピックのひとつを簡単に紹介しておきたい。

「興隆寺一切経供養足注文」¹⁹には、「国名僧十人」という文言が本紙第二紙に記されている。この部分を透過光撮影

してみると、左に掲げたように墨書が「国名僧十人」の背面に、やや上部あたりから確認された。

本紙の文字と重なっているため判読できないが、墨書があることは間違いない。ただし紙背に記されたのであれば、文字は反転してみえなければならない。したがって、これは本紙の紙背ではなく、裏打紙に記された墨書である。

この墨書にはどのような意味があるのだろうか。現時点での答えは持ち合わせていないが、「興隆寺文書」の調査研究では、こうした表装部分にも十分に視点を向けておく必



「興隆寺一切経供養足注文」(興隆寺文書 第19巻 興隆寺19-1)

要があるということを改めて強調しておきたい。

註

- (1) 「興隆寺一切経勸進帳」・「興隆寺供養勸進帳」は折本帳(興隆寺1-1)。当該文書群の総点数は、二四二点(「興隆寺証文管蓋裏銘」(興隆寺収納箱)・「大内版法華経版木」(興隆寺別置1)・「大内版法華経刷物」(興隆寺別置2)を含む。)
- (2) 「興隆寺伝来文書編年目録 ―データベース化の試み―」(『山口県文書館研究紀要』一九一九二年三月)
- (3) この紹介は、同書の第一巻第一号から第三巻第一号(昭和七年)までの計五回に及んだ。
- (4) 享保十年頃。「県庁伝来旧藩記録」(寺社由来744)
- (5) 天保十三年。「県庁伝来旧藩記録」(風土注進案(旧藩)224)
- (6) 「近藤清石文庫」(近藤清石84-11)
- (7) 森茂暁a「大内氏にかかる山口県外史料二題 ―宮内庁書陵部所蔵文書と聖心女子大学所蔵文書―」(『日本中世史論集』勉誠社 二〇二四年九月 初出:『山口県史研

究』一四 二〇〇六年三月)

(8) 森茂 曉 b「周防国氷上山興隆寺修二月会についての一考察 ―修二月会頭役差定状を素材として―」(『日本中世史論集』勉誠社 二〇二四年九月初出…『福岡大学人文論叢』四二―二 二〇一〇年九月)

(9) 山口県文書館所蔵。多賀社文庫 113

(10) 文書写しには「右ハ萩之諸士某家蔵、如此文書氷上山ニ数多有之、是ハ古キ屏風ニ押□ありしをうつせるよし」と朱書きされている。

(11) 前掲註 7

(12) 真木隆行「周防国氷上山興隆寺の境内絵図と差図」(中野玄三・加須屋誠・上川通夫編『方法としての仏教文化史 ―ヒト・モノ・イメージの歴史学―』勉誠出版 二〇一〇年)・同「近世氷上山境内の広域差図とその細部構成」(『やまぐち学の構築』七 二〇一一年三月)・同「周防国氷上山興隆寺の旧境内とその堂舎配置」(『山口大學文學會志』六五 二〇一五年三月)

(13) 平瀬直樹「興隆寺と二月会」(『大内氏の領国支配

と宗教』塙書房 二〇一七年二月)。初出…「大内氏の妙見信仰と興隆寺二月会」(『山口県文書館研究紀要』一七 一九九〇年三月)

(14) 天文二十年は大内義隆が自刃した年であり、翌年に新大内氏当主として大内晴英(のちの義長)が迎えられた。そうした状況下であったため、修二月会そのものの開催が遅れたと考えられる。

(15) 前掲森氏 b 論文

(16) 興隆寺 4―5

(17) 前掲森氏 b 論文

(18) 「NHK NEWS WEB」(二〇一四年十二月二十三

日付)

(19) 「興隆寺文書」(興隆寺 19―1)。『山口県史料編中世三』一五四号文書